

2020 年度

東京大学大学院公共政策学教育部
専門職学位課程学生募集要項
〔職業人選抜〕

東京大学

2020年度

東京大学大学院公共政策学教育部

専門職学位課程学生募集要項 〔職業人選抜〕

教育研究上の目的

公共政策学教育部専門職学位課程の教育研究の目的は、国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力を持ち、またコミュニケーションと合意形成の能力にも秀でた、国家機関・地方自治体の公務員、国際組織やNGOの職員、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリストなど、時代の要請に応える政策実務家を育成することである。

※詳細は下記を参照

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>

求める学生像

公共政策学教育部専門職学位課程は、教育研究上の目的に定める人材を養成するため、以下の資質を持つ学生を求める。

- ・ 大学院で獲得した高度な専門知識と実務的な能力を礎に、高い倫理観をもった公共政策に関わるプロフェッショナル及びリーダーとして内外での活躍を目指す人。
- ・ 現代社会が直面する諸課題を適切に認識し、これらの課題に対する対応策を構築・評価して、国民に対してこれらを伝達し、合意を形成することができる人。
- ・ 政策立案、実施、評価能力の基礎となるレベルの高い法律学、政治学、経済学についてバランスよく学習し、これを具体的な実践と結びつけることができる人。

公共政策学教育部専門職学位課程は、教育・訓練を受けた人が、法学・政治学・経済学・国際関係論を横断した幅広い知識を獲得するとともに、また実務で求められる必要なスキルも身につけることができるように、教育科目にも、また教育内容や方法にも、これまでの大学院教育には見られなかった、さまざまな新しい発想や工夫を取り入れている。大学の専門教育において法学・政治学・経済学・国際関係論などを学んだ人はもちろん、これから学ぼうとする人も、職業人としての実務経験を踏まえてさらに深く学ぼうとする人からの積極的な出願を期待する。

入学者選抜においては、以下の点が問われる。

- ・ 志望分野に関する知識とともに、公共政策学全般にわたって基礎知識をもっていること。
- ・ 志望分野において自らが主体的に課題を発見し、自らが有する専門知識に基づいてそれを解決する能力をもつ人材になりうる基礎をもっていること。
- ・ 将来国際的な場でも活躍しうる語学能力の基礎をもっていること。

1. 出願資格

出願時において、官公庁・企業等に在職中であり、2年以上の実務経験を有する者で、入学時以降においても在職の見込みのある者

- (1) 日本の大学を卒業した者及び2020年3月31日までに卒業見込みの者(注1)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者(注2)
- (3) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2020年3月31日までに授与される見込みの者(注2)
- (4) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者(注3)
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者及び2020年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者で、入学時において22歳に達しているもの(注1)(注4)

(注1) 上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注2) 上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注3) 上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業者(修了者)等を示す。

- ・文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)
- ・旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

(注4) ① 上記(6)に該当する者とは、上記(1)～(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業者(修了者)等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者を示す。

② 上記(6)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、2019年6月14日(金)(必着)までに本教育部(下記5.(1)エ)に必要書類を提出すること。必要書類は別添「出願書類の作成等について」を参照のこと。

③ 入学資格審査で大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。

2. 募集人員及び選抜方法

- (1) 募集人員
若干名

- (2) 選抜方法

第一次選抜として入学願書審査・外国語審査を行い、第二次選抜として口述試験を行う。

- 1) 入学願書審査

入学願書には、所定の様式により、学業以外の活動の経過、大学院での学習計画及び学習計画と将来志望する進路との関係などについて記載したもの、エッセイ及び出身大学の学業成績を添付するものとする。願書審査はこれらの事項を総合的に判断して行う。

- 2) 外国語審査

公共政策学教育部では共通の外国語として英語を用いるので、入学志願者は英語の能力を示すため、TOEFL (IBT又はPBTに限る。ITPは不可) の成績票を提出しなければならない。**詳細は5.(2)ケ.を参照すること。**

ただし、英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者(2020年3月31日までに卒業見込みの者を含む)には、TOEFL成績票の提出を免除する場合がある。免除の審査を希望する者は、5.(2)ケ.を参照し期限までに必要書類を提出すること。

なお、英語以外の言語の能力を示すために、TOEFL成績票に加え、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。これは第一次選抜における総合的判断材料として用いられる。

- 3) 口述試験

入学願書審査、外国語審査の結果を総合的に判断したうえで、その上位者について口述試験を行う。

3. 試験期日及び場所

口述試験日： 2019年9月20日(金)

※受験対象者は、2019年9月13日(金)午後2時に公共政策学教育部掲示場及びウェブサイト(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>)に掲示する。口述試験の時間割及び場所は、本人宛に通知する。

4. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 入学許可を内定した者は、2020年9月30日(月)午後2時に公共政策学教育部掲示場及びウェブサイト(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>)に掲示する。

- (2) 入学許可は、2020年3月上旬に本人宛に通知する。

- (3) 入学許可の通知を受けた者は、その際送付される入学手続に関する指示にしたがい、2020年3月の所定の期日までに必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

- (4) 官公庁・企業・団体等に在職のまま入学を希望する者は、入学手続の際に、在学期間中学業に専念させる旨の所属長の承諾書を提出すること。

- (5) 入学時に必要な経費(2020年度予定額)

(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

① 入 学 料 282,000円(予定額)

② 授業料 前期分 267,900円(年額535,800円)(予定額)

(注) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

5. 出願手続

出願にあたっては、下記によるほか、「出願書類の作成等について」(P. 8～)を参照すること。

(1) 出願方法

ア. 出願は郵送に限る。

イ. 郵送にあたっては、出願書類等を一括して本教育部所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。

ウ. 受付期間

2019年7月19日(金)から7月25日(木)まで(ただし、2019年7月25日(木)までの消印があり、かつ7月26日(金)までに到着したものまで有効)。

エ. あて先 東京大学大学院公共政策学教育部

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号

(電話 03-5841-1349、Email ppin@j.u-tokyo.ac.jp)

(2) 出願書類等 記入には黒色のボールペンを使用し、消せるボールペン及び鉛筆は使用しないこと。

ア. 入学願書 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

イ. 推薦書2通 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

※推薦者は、本人の人物・能力を証明できる者とする。ただし、2名の推薦者のうち少なくとも1名は、所属する組織の上司等とすること。

ウ. 受験票 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

エ. 写真票 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

オ. 学習計画書 本教育部所定の用紙に記入すること。

カ. エッセイ 本教育部所定の用紙に記入すること。

キ. 成績証明書 出身大学において発行されたもの。日本語又は英語により作成されたものとする。コピーは不可。

大学在学時の全ての成績証明書(評点基準を含む)を提出すること。次の例のように成績証明書が複数となる場合も、それぞれの成績証明書を全て提出すること。

- ・複数の大学を卒業した場合(中途退学した大学がある場合も含む)
- ・大学院を修了した場合(出願時点で大学院に在籍している場合も含む)
- ・大学又は大学院在学中に外国大学へ留学した場合(交換留学で単位振替済の場合も含む)
- ・大学に編入学した場合
- ・教養課程と専門課程で成績証明書が別葉となる場合
- ・大学や大学院を中途退学している場合、在学した期間分の成績証明書を提出すること。成績証明書が発行されない場合は、退学証明書を提出すること。

ク. 卒業(見込)証明書 成績証明書に卒業(見込)年月日が記載されている場合は不要。日本語又は英語により作成されたものとする。コピーは不可。

※外国の大学を卒業した者(見込みの者も含む)は、取得学位(学士)名称が記載された証明書(学位授与証明書等)も必ず提出すること。コピーは不可。

ケ. TOEFL成績票 2017年7月19日以降に受験したTOEFL(IBT又はPBTに限る。ITPは不可)の成績票の写し、又は出願者本人の氏名、スコア、及び試験日が確認できるウェブ画面をA4用紙に印刷したものを提出すること。

なお、本教育部へ入学願書を提出する際、同時に、ETSに対し本教育部宛にTOEFL成績票(Official Score Report)を送付するよう本人から請求すること。請求の

際はInstitution Codeを「**8554**」、Department Codeを「**99**」とすること。
受験者がETSに送付を請求しなかったためにTOEFL成績票(Official Score Report)が本教育部に届かなかったとき、あるいは、入学願書の記載と一致したTOEFL成績票(Official Score Report)がETSから届かなかったときは、合格を取り消す。

英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者(2020年3月31日までに卒業見込みの者を含む)で、TOEFL成績票の提出免除を希望する者は、2019年7月3日(水)までに本教育部(上記(1)エ。)へ卒業(見込)証明書(氏名・卒業(見込)年月日、学位名が記載されていれば成績証明書でも可)のコピーを提出すること。なお、提出前に必ず電話又はメールにて本教育部へその旨申し出ること。証明書等提出方法については、本教育部から指示する。

- コ. 写真3葉 3か月以内に撮影された正面上半身無帽のものを、入学願書、受験票及び写真票に貼付して提出すること。
- サ. 返信用封筒 本教育部所定の封筒に出願者本人のあて名を記入し、82円分の切手を貼ること。2019年8月20日(火)頃に受験票を送付するので、その時期に確実に受領できる住所を記入すること。部屋番号がある場合は必ず記載すること。この住所は、入学願書の「受信場所」欄に記入した住所と一致させること。
- シ. 連絡受信先^{メール} 本教育部所定の用紙に記入すること。
口述試験受験対象者には2019年9月13日(金)頃、入学許可内定者には2019年10月上旬、入学許可者には2020年3月上旬に本人宛通知するので、それぞれの時期に受領できる住所を記入すること。
- ス. 検 定 料 30,000円 2019年7月8日(月)～7月25日(木)の期間内に払い込むこと。銀行振込又はコンビニエンスストアでの払込、ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行の払込若しくはクレジットカードでの払込のいずれか限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。
なお、外国人出願者のうち、日本政府(文部科学省)奨学金留学生は検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。

(1)【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局は不可)から振り込むこと(ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、インターネットは利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面の所定の欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

※ゆうちょ銀行・郵便局、ATM、インターネットでの振り込みでは、「振込金受付証明書(C票)」が発行されないので利用しないこと。

(2)【コンビニエンスストアでの払込の場合】

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学公共政策学教育部検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書の裏面の所定の欄に貼り付けること。

(3)【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込の場合】

払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院公共政

策学教育部検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【受付番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。

(4) 【クレジットカードでの払込の場合】

クレジットカードは「ビザカード(VISA)」、「マスターカード(Master)」、「JCBカード」、「アメリカン・エクスプレスカード(American Express)」が利用可能。払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院公共政策学教育部検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【受付番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。

なお、日本国外に在住する出願者のうち、上記方法で検定料の納付ができない場合は、出願前のできるだけ早い時期に本教育部（上記5. (1)エ）に申し出て、その指示に従うこと。

セ. 日本語の能力を示す証明書（日本語以外の言語を母語とする者のみ）

日本語以外の言語を母語とする受験者については、日本語能力を証明する書類として、次の二つのうち一つを添付するものとする。

- 1) 財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験1級の成績証明書のコピー
- 2) 日本語担当教員又はこれに準ずる者による日本語学力証明書（所定用紙を使用し、日本語で作成されたもの）

なお、日本の高校、日本の大学及び日本の大学院のいずれかを卒業（修了）した者、および卒業（修了）見込みの者は提出する必要はない。

ソ. 英語以外の言語能力を示す証明書（任意）

6. 注意事項

- (1) 他大学又は本学の他の研究科（教育部を含む）に重複して在籍することはできない。
- (2) 提出期日までに所定の書類が完備しない場合、あるいは、提出書類等に不備がある場合は、願書は受理しない。ただし、本人に責のないやむを得ない理由で書類を完備できない場合には、本教育部（上記5. (1)エ.）に申し出て、その指示に従うこと。
また、出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更・返却及び検定料の払い戻しはしない。
- (3) 受験票は2019年8月20日（火）頃本人宛に郵送する。2019年8月23日（金）までに到着しない場合は、2019年8月27日（火）までに本教育部（上記5. (1)エ.）へ連絡すること。2019年8月28日（水）以降の照会には応じない。
- (4) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本教育部（上記5. (1)エ.）に申し出ること。
- (5) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (6) 在職者は、「長期履修学生制度」を活用して、計画的な履修により学位取得を目指すことができる。詳細は「出願書類の作成等について」を参照すること。
- (7) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (8) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (9) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (10) 本教育部が募集する一般選抜と職業人選抜を同時に志願することはできない。

- (11) 入学願書における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。
- (12) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入れに際し、厳格な審査を行っている。規制されている事項に該当する場合は、入学が許可できない場合や希望する研究活動に制限がかかる場合がある。詳細は、以下の本学安全保障輸出管理支援室ホームページを参照すること。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/export-control/ja/rule.html>

2019年4月

出願書類の作成等について

〔職業人選抜〕

出願にあたり、以下も必ず参照すること。

1. 成績証明書、卒業（見込）証明書、及び、英語以外の言語能力を示す証明書（任意）について

募集要項5.（2）「キ. 成績証明書」「ク. 卒業（見込）証明書」「ソ. 英語以外の言語能力を示す証明書（任意）」は、全て、日本語又は英語で作成された原本を提出すること（コピーは不可）。ただし、次の場合は各指示に従うこと。指示に従わず提出された証明書は、提出書類等不備とし、願書を受理しない。なお、厳封は不要である。

- ・原本が一通しかない場合は、証明書の発行者が原本と相違ないことを証明（原本証明）したコピーを提出すること。この原本証明がないコピーは受理しない。
- ・原本が日本語又は英語以外の言語の場合は、原本、日本語訳又は英語訳、及び、日本語訳又は英語訳を行った機関の翻訳証明書（原文と翻訳内容に相違ないことを証明したもの）の3点を提出すること。出願者本人を含む個人による翻訳は受理しない。

2. TOEFL成績票(Official Score Report)について

願書提出期日までにTOEFL成績票が確実に入手できるよう、十分な時間的余裕をもってTOEFLを受験すること。募集要項5.（1）ウ. に記載する受付期間内に同（2）ケ. に記載するTOEFL成績票の写し、又は出願者本人の氏名、スコア及び試験日が確認できるウェブ画面をA4用紙に印刷したものが提出できない場合は、提出書類等不備とし、願書を受理しない。

本教育部へ入学願書を提出する際、同時に、ETS（Educational Testing Service）に東京大学大学院公共政策学教育部宛にTOEFL成績票（願書添付のものと同一受験時のもの）を送付するように本人から請求すること。受験日が異なる複数のTOEFL成績票について送付請求を行ってもよいが、入学願書の記載及び願書添付のものと一致したTOEFL成績票のみを受理する。

TOEFL成績票がETSから本教育部に届かなかったときは、本教育部から受験者に問合せを行う。最終的に入学願書の記載と一致したTOEFL成績票が本教育部に届かなかった場合は合格を取り消すので、本教育部からの問合せには速やかに対応すること。なお、TOEFL成績票が本教育部に届いたか否かについての受験生からの問合せには応じない。

万が一、本人に責のないやむを得ない理由で入学願書提出期日までにTOEFL成績票の写しを提出できない事態が生じた場合は、本教育部に申し出て、その指示に従うこと。ただし、ETSへの受験申込が遅れたため希望の日のTOEFLを受験できなかった場合は、この事由に該当しない。TOEFL受験の申込手続やTOEFL成績取得に要する日数等については、本人の責任において、ETS発行のBulletinやWebサイト等を確認すること。

3. 個別の入学資格審査について

出願資格（6）の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、2019年6月14日（金）（必着）までに次の書類を本教育部に直接提出または郵送すること。なお、提出前に必ず電話又はメールにて本教育部へその旨申し出ること。個別の入学資格審査に伴う提出書類は返却しない。

審査の結果は、2019年7月10日（水）頃までに各自に通知する。特に、大学3年次から大学院へ飛び入学した者も、本募集要項の出願資格（6）に該当するので注意すること。

(1) 履歴書

入学希望者の学習歴、研究歴、国際的活動経験、実務経験、取得資格、各種国家認定試験、公表論文・著書、学会等における発表の実績、受賞歴等、該当するものを記載すること。

なお、入学希望者の生年月日及び電話番号等連絡先も明記すること。

(2) 教育施設に関する資料

入学希望者の在籍した教育施設（出身学校）若しくは在籍中の教育施設（在籍学校）の授業内容・教材等、授業時間数、採点・評価基準等の掲載されている冊子等。

(3) 審査結果通知用封筒

長3サイズの封筒に出願者本人の宛名を記入し、392円分の切手を貼ること。

なお、外国における教育施設の修了者については、原則として当該国において所与の大学院入学資格が認められていることを必要とする。

4. 長期履修学生制度について

「長期履修学生制度」とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限内では大学院の教育課程の履修が困難であると認められる者に限り、標準修業年限を超えて計画的な履修を行うことができる制度である。

本教育部専門職学位課程においては、標準修業年限2年を、3年又は4年として、計画的に履修することができる。

この制度では、標準修業年限の授業料の総額を長期履修期間として認められた年数で支払うことになる。例えば、本教育部専門職学位課程において3年間の長期履修が認められた場合、2年分の授業料の総額を3年で除した額が授業料の年額となる。

なお、この制度を利用するには、原則として入学手続き時に申請が必要である。